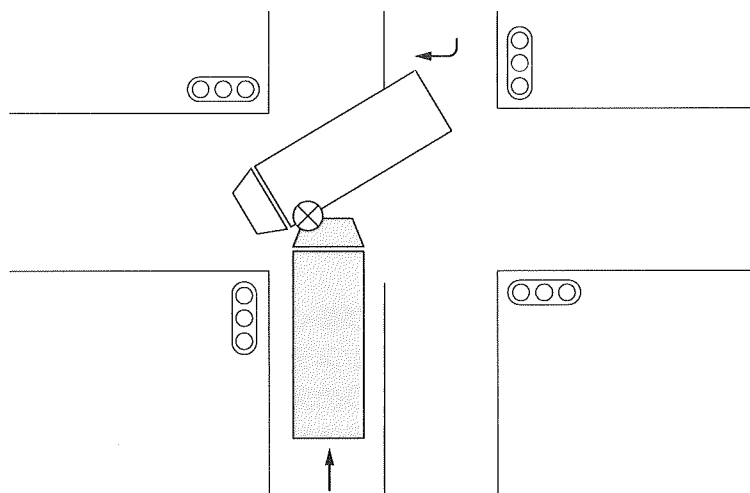


事例 19 青信号で交差点を通過中、対向車が急に右折し、衝突被災

発生日時	12月9日午前5時30分頃	天候	晴
道路状況	制限速度50km/hの一般国道の信号機のある交差点。路面は乾燥していた。		
事故災害の内容・程度	車両を毀損し、運転者は軽症を負った。		

見取図



発生状況

被災者がトラックを運転して交差点を青信号で直進したとき、対向車（トラック）が急に右折したため避けきれず衝突した。

事故時、被災者の運転するトラックは時速50kmで走行していた。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 対向車側は、右折時、方向指示器を出し遅れたうえ、被災者の運転するトラックとの距離及びその速度の目測を誤り、右折したこと。
- 2 被災者は、対向車が右折してこない「だろう」と思い込んで運転していたこと。

災害防止対策

- 1 交差点において右折する場合は、対向車との距離を確認し、無理な右折をしないこと。
- 2 交差点に進入する際には、例え、青信号であったとしても、他の車両状況を確認し、いつでも減速態勢に入れるよう、「かもしれない」運転（防衛運転）を行い、事故防止に努めること。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…信号のある交差点の注意点〕

1 信号のある交差点の注意

直進時の注意点としては、信号機にしたがって交差点を通過する場合、まず、目の前に飛び出そうとしている対向右折車がないかを確認する。

特に、前車との車間距離があきすぎている場合、こちらが交差点に進入しようとする直前に割り込もうとする右折車がよくある。これを阻止するつもりでスピードをあげると衝突してしまう。

対向右折車が、右折を開始しそうだと判断したら、直ちに減速態勢に入ること。また、危険と判断したら即座に停止すべきである。

2 方向指示器の出し遅れについて

右折したトラック運転者は、方向指示器を出し遅れていた。

交差点に入る場合には、必ず早めに方向指示器を出し、対向車に知らせる。同時に、右折の際は、次の点に留意したうえでの速度コントロールに注意を払うことが必要である。

① 右折に当たって、交差点中央で一時停止し、再発進して交差点を抜けるまで、約3秒の時間を要すること。

したがって、例えば、直進する車が50km/hのスピードであるならば、1秒間に14m走行することとなるので、少なくとも、3秒間に走行する42m以上距離がない場合には、右折を開始してはならないこと。

② 進行してくる車は小さいほど距離間及び走行速度の目測には錯覚や見誤りや生じやすいこと。

3 運行管理者等の管理者は、上記1及び2を踏まえたKY訓練や点呼時の指導等を通じて、運転者に、相手に道を譲るだけの余裕のある運転を身につけさせるとともに、運行計画をたてるに当たっても、余裕をもった計画をたてるようにする必要がある。

参 考

道路交通法の関係条文……事例20の参考欄（P.59）参照。